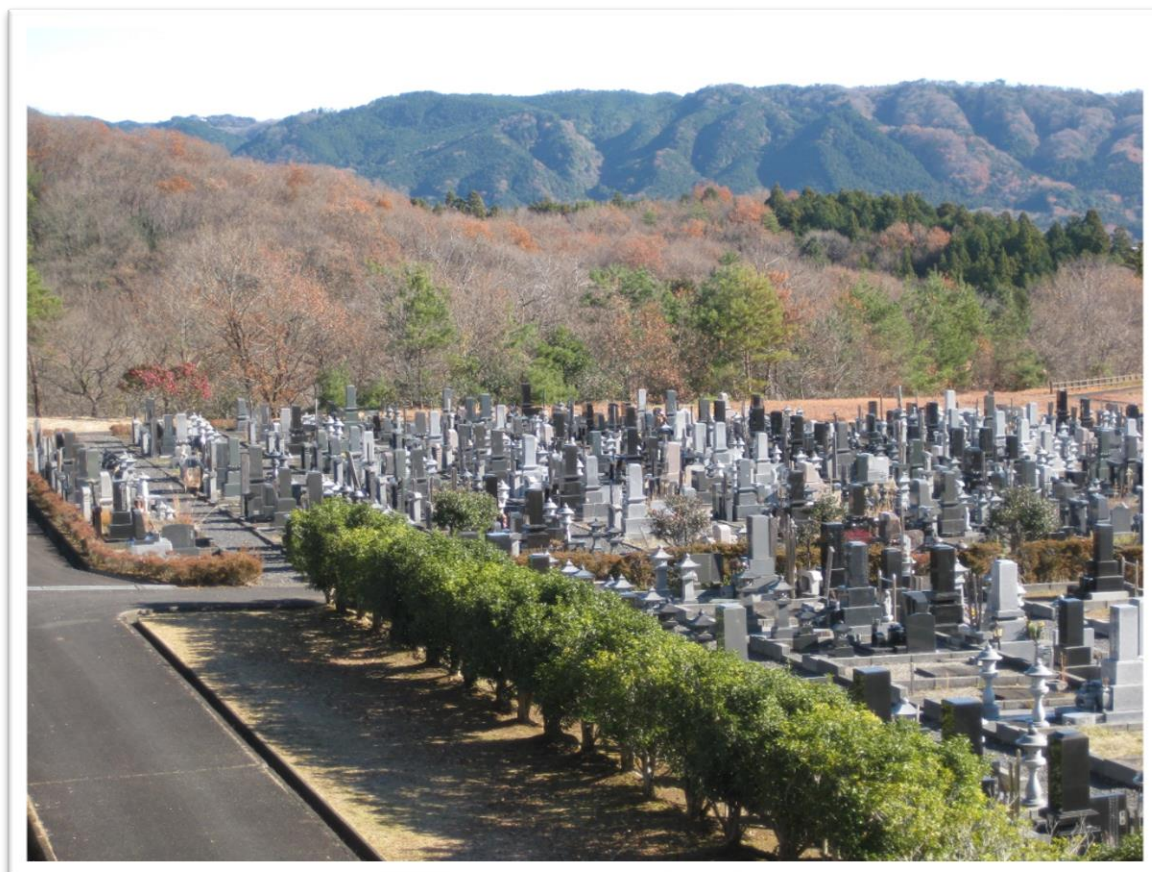


令和6年度
常陸太田市営霊園（常陸太田地区）
【返還区画】
使用者募集案内



【申込期間】

令和6年4月15日（月）～4月26日（金）必着

問合せ先
常陸太田市 市民生活部 環境政策課 0294-72-3111（代表）
平日8時30分から17時まで / 土日祝日を除く

【目次】

1. 常陸太田市営霊園（常陸太田地区）について	2
2. 規格墓地及び自由墓地における墳墓設置基準	3
3. 募集区画	4
4. 応募資格	5
5. 申込方法	6
6. 注意事項	8
7. 抽選について	9
8. 募集スケジュール	10
瑞竜霊園全体図（区画位置図）	11
町屋霊園全体図（区画位置図）	12
アクセス（瑞竜霊園）	13
アクセス（町屋霊園）	14

1. 常陸太田市営霊園（常陸太田地区）について

常陸太田市営霊園には、宗教による制限はありません。

墓地には種類があります。**規格墓地**は、外柵石^{※1}とカロート^{※2}が設けられています。
自由墓地は土地のみです。

(1) 瑞竜霊園

所在地……………常陸太田市瑞龍町 2711-1

総区画数……………2048 基

設備……………休憩所（トイレ有） 1 棟
東屋 1 棟
水汲み場（手桶有） 5 か所
ゴミ捨て場 9 か所



永代使用料及び霊園管理料

種別	面積	永代使用料 ^{※3}	霊園管理料（年額）
規格墓地 (外柵石・カロート付)	6 m ²	440,000 円	3,300 円
	8 m ²	520,000 円	4,400 円
自由墓地 (土地のみ)	10 m ²	580,000 円	5,500 円

(2) 町屋霊園

所在地……………常陸太田市町屋町 703-1

総区画数……………80 基

設備……………水汲み場（手桶有） 1 か所



永代使用料及び霊園管理料

種別	面積	永代使用料	霊園管理料（年額）
規格墓地 (外柵石・カロート付)	8 m ²	216,000 円	1,780 円

※1 外柵石 墓地の使用区画を囲う枠です。使用できるのはこの枠内となります。

※2 カロート 墓地の地下にある、焼骨（骨つぼ）を埋蔵するところです。

※3 永代使用料 使用許可を受けた時に一括でお支払いいただきます。本市以外に住所を有する方は、記載の金額の3割増となります。

2. 瑞竜霊園及び町屋霊園における墳墓設置基準

常陸太田市営霊園にお墓を建てる際は、以下のとおり高さや個数の制限基準があります。

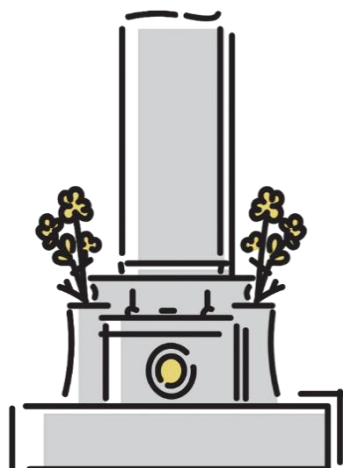
お墓を工事するにあたっては、事前に申請をし、市の承認を受けてください（工事業者の指定はありません）。

高さの制限

種類	規格墓地	自由墓地
盛土	—	0.5m 以内
囲障	—	1.1m 以内
墓碑	2m 以内	2.8m 以内
墓誌・線香台・供物台・塔婆立・燈ろう・ 花立・置石・物入	2.2m 以内	3m 以内
その他の工作物（地蔵・旧石碑等）	1.8m 以内	2.2m 以内
樹木	1m 以内	2m 以内

個数の制限

種類	規格墓地	自由墓地
墓碑・墓誌・カロート・線香台・供物台・ 塔婆立・置石・物入	各 1 個	各 1 個
燈ろう・花立	各 1 対	各 1 対
その他の工作物（地蔵・旧石碑等）	2 個以内	5 個以内



3. 募集区画

募集する区画は、すべて返還された区画です。過去に墓石が建っていたことがあるか・納骨されたことがあるかについては、下記表中の「過去の履歴」欄をご覧ください。募集は区分ごとに行います。区分を選択のうえ、区画の希望順位を決めてください（区画の指定はできません）。

※各区画の永代使用料及び管理料（年額）は、「1. 常陸太田市営霊園（常陸太田地区）について」をご覧ください。

	番号	区画	過去の履歴	
			墓石	納骨
区分A 瑞竜霊園 規格墓地(外柵石・カロート付) 6㎡	①	第1種 第2区画 第137番	なし	なし
	②	第1種 第2区画 第145番	あり	あり
	③	第1種 第3区画 第E-ア番	あり	あり
	④	第1種 第3区画 第G-チ番	なし	なし
	⑤	第1種 第3区画 第K-テ番	なし	なし
	⑥	第1種 第4区画 第C-セ番	なし	なし
	⑦	第1種 第4区画 第H-イ番	なし	なし
	⑧	第1種 第5区画 第D-カ番	あり	あり
	⑨	第1種 第5区画 第E-キ番	なし	なし
	⑩	第1種 第5区画 第G-ウ番	なし	なし
区分B 瑞竜霊園 規格墓地(外柵石・カロート付) 8㎡	①	第2種 第1区画 第66番	なし	なし
	②	第2種 第2区画 第D-オ番	あり	あり
	③	第2種 第3区画 第L-ツ番	なし	なし
区分C 瑞竜霊園 自由墓地(土地のみ) 10㎡	①	自由墓地 第18番	なし	なし
区分D 町屋霊園 規格墓地(外柵石・カロート付) 8㎡	①	第2種 第9番	あり	あり

4. 応募資格

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- イ. 祭祀を主宰するものであること（申し込みは、一世帯一人に限る）。
- ロ. 応募申込時、同世帯に、常陸太田市営霊園の使用許可（今回の募集区画とは異なる区画）を受けているものがないこと。
- ハ. 使用許可内定後、指定する期日までに永代使用料・管理料（初年度分）を一括納付できること。
- ニ. 応募申込前に、現地確認※をおこなっていること。
- ホ. （市外の方が申し込む場合）常陸太田市に住所を有する世帯主を「墓地の管理及び管理料納付代理人」として指定できること。

※ 現地確認にあたり、事前連絡は不要です。自由にご見学ください。ただし、カロートのふたを開けることはできません。

優先順位について

応募資格を満たしていても、優先順位が低いと抽選の対象にならない場合があります。特に市外の方は、申込期間終了時に、市民の応募数が定員割れした場合のみ、抽選の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

- 優先順位 1 市民の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちの方
- 優先順位 2 市民の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちでない方
- 優先順位 3 市外の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちの方
- 優先順位 4 市外の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちでない方

優先順位	地域	焼骨
1	市内	あり
2	市内	なし
3	市外	あり
4	市外	なし

なお、提出いただいた申込書類は返却できません。

5. 申込方法

申込期間内に、下記必要書類を、環境政策課まで郵送または持参してください。

※申し込みは1世帯1区分のみです。申し込み時点で、市営霊園を使用している方が同世帯にいる場合は、申込書を受理いたしません。

申込期間

令和6年4月15日（月）～4月26日（金）必着

※持参の場合は平日8時30分から17時まで・土日祝日を除く

必要書類

令和6年度常陸太田市営霊園申込書 1枚

※希望する区分のもの

返信用封筒（長形3号） 2枚

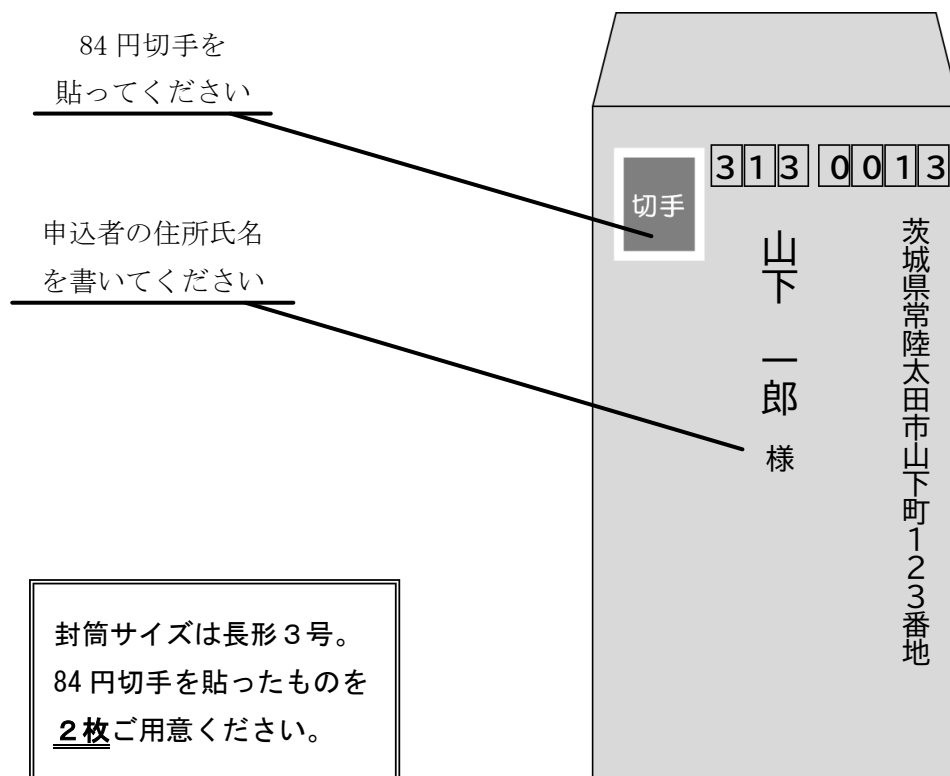
※2枚とも84円切手を貼りつけたうえ、宛名面に申込者自身の住所氏名を書くこと

（焼骨をお持ちの方）死体火葬許可証の写し

提出先

常陸太田市市民生活部環境政策課 〒313-8611 常陸太田市金井町3690番地

記入例（返信用封筒）



記入例（申込書）

区分によって申込書が異なります。
ご注意ください。

令和6年度 区分A 瑞竜霊園（規格墓地 6㎡）申込書

令和6年4月15日

常陸太田市長 殿

常陸太田市営霊園（瑞竜霊園）を使用したいので、次のとおり申込みます。

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

フリガナ	ヤマシタ イチロウ		
氏名	山下 一郎 (印)	※自署, または記名押印	
生年月日	大正・ 昭和 ・平成	31年	1月1日
住所	〒313-0013 常陸太田市山下町123番地		
電話番号	080-1234-5678		(日中に連絡可能な番号を記入してください)

2. 焼骨の有無について (どちらかに○を付けてください。)

<input checked="" type="radio"/> 焼骨を持っている	<input type="radio"/> 焼骨を持っていない
---	---------------------------------

3. 申込区画

ご希望の区画を第1希望から第10希望まで順に記入してください。

※希望順位はすべてうめてください

番号	区画	希望順位	番号	区画	希望順位
①	第1種 第2区画 第137番	第5位	⑥	第1種 第4区画 第C-7番	第10位
②	第1種 第2区画 第145番	第7位	⑦	第1種 第4区画 第H-1番	第9位
③	第1種 第3区画 第E-7番	第2位	⑧	第1種 第5区画 第D-カ番	第4位
④	第1種 第3区画 第G-チ番	第3位	⑨	第1種 第5区画 第E-キ番	第6位
⑤	第1種 第3区画 第K-テ番	第1位	⑩	第1種 第5区画 第G-ウ番	第8位

4. 公開抽選参加希望者

公開抽選に 参加する ・ 参加しない

「参加する」に○した方は記入してください。

番号	参加希望者氏名	申込者との関係	備考
1	フリガナ ヤマシタ イチロウ	本人	
	氏名 山下 一郎		
2	フリガナ ヤマシタ ハナコ	妻	
	氏名 山下 花子		

※ 会場スペース等の理由により、会場に入れない場合がございます。

5. 現地確認について

応募する区分につきまして、応募前に現地を確認し、異議の無いことを認めます。

現地確認日 令和6年 4月13日

6. 注意事項

- ✓ 申し込み後は、内容の変更はできません。
- ✓ 申込書の記載において、記入漏れや内容が不明確な場合は、受理できません。また、訂正に応じていただけない場合は、失格となる場合があります。
- ✓ 申し込みは、1世帯につき1区分限りです。
次のとき、不適正な申し込みとして、すべての申し込みを失格としますのでご注意ください。
 - 申込書の記載内容が、事実と異なっていることが明らかになったとき
 - 同一人物が、複数の区分に応募しているとき
 - 同じ世帯の方が、別々に応募したことが明らかになったとき
 - その他、これに類すると認められるとき
- ✓ 使用許可が内定したら、指定する期日までに永代使用料・霊園管理料（初年度分）を一括納付していただきます。また、霊園管理料については、毎年、当該年度1年分を一括納付していただくことになります。
- ✓ 応募資格を満たしていても、優先順位が低いと抽選の対象にならない場合があります。特に市外の方は、申込期間終了時に、市民の応募数が定員割れした場合のみ、抽選の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

優先順位 1 市民の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちの方

優先順位 2 市民の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちでない方

優先順位 3 市外の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちの方

優先順位 4 市外の方で、墓地等に埋蔵されたことのない焼骨をお持ちでない方

優先順位	地域	焼骨
1	市内	あり
2	市内	なし
3	市外	あり
4	市外	なし

7. 抽選について

区画の決定は、抽選で行います。当選された方の希望順位にあわせて、区画を決定します。

必ず、応募の際に、区画の希望順位をご記入ください。

※ 抽選は、「4. 応募資格」及び「6. 注意事項」に記載のある優先順位に基づきます。

※ 応募数が募集区画数に満たなかったとき、残区画は、翌年度に改めて募集します。

(1) 抽選の概要

- 日時 令和6年5月17日(金)午後2時(予定)
- 会場 常陸太田市役所大会議室
常陸太田市金井町3690 常陸太田市役所本庁舎3階
- 備考 公開抽選となります
※会場へ来場されなくても、抽選結果に影響ありません。

(2) 抽選方法

区分ごとに行います。

区分A(瑞竜霊園)	希望者から、当選番号1～10番、・補欠当選番号11～13番を決めます。
区分B(")	希望者から、当選番号1～3番、・補欠当選番号4～5番を決めます。
区分C(")	希望者から、当選番号1番、・補欠当選番号2番を決めます。
区分D(町屋霊園)	希望者から、当選番号1番、・補欠当選番号2番を決めます。

(3) 抽選結果通知

抽選終了後速やかに、応募者全員に通知するとともに、市ホームページにて公表します。

通知発送日(公表日) 令和6年5月23日(木)ごろ

1. 当選された方 : 「区画決定当選通知」
当選番号の若い順から、希望される区画を決定します。
2. 補欠当選された方 : 「補欠当選通知」
補欠当選についての詳細は下記(4)をご覧ください。
3. 落選された方 : 「落選通知」

(4) 補欠当選者の取扱い

当選者の中に、当選後の書類審査で失格となった方、辞退された方がいた場合、補欠当選番号の若い順に繰り上げ当選とします。繰り上げ当選となった補欠者には、随時、お知らせします(市ホームページでも公表します)。

なお、令和6年6月14日(金)までにお知らせがない場合は、繰り上げ当選がなかったものといたします。

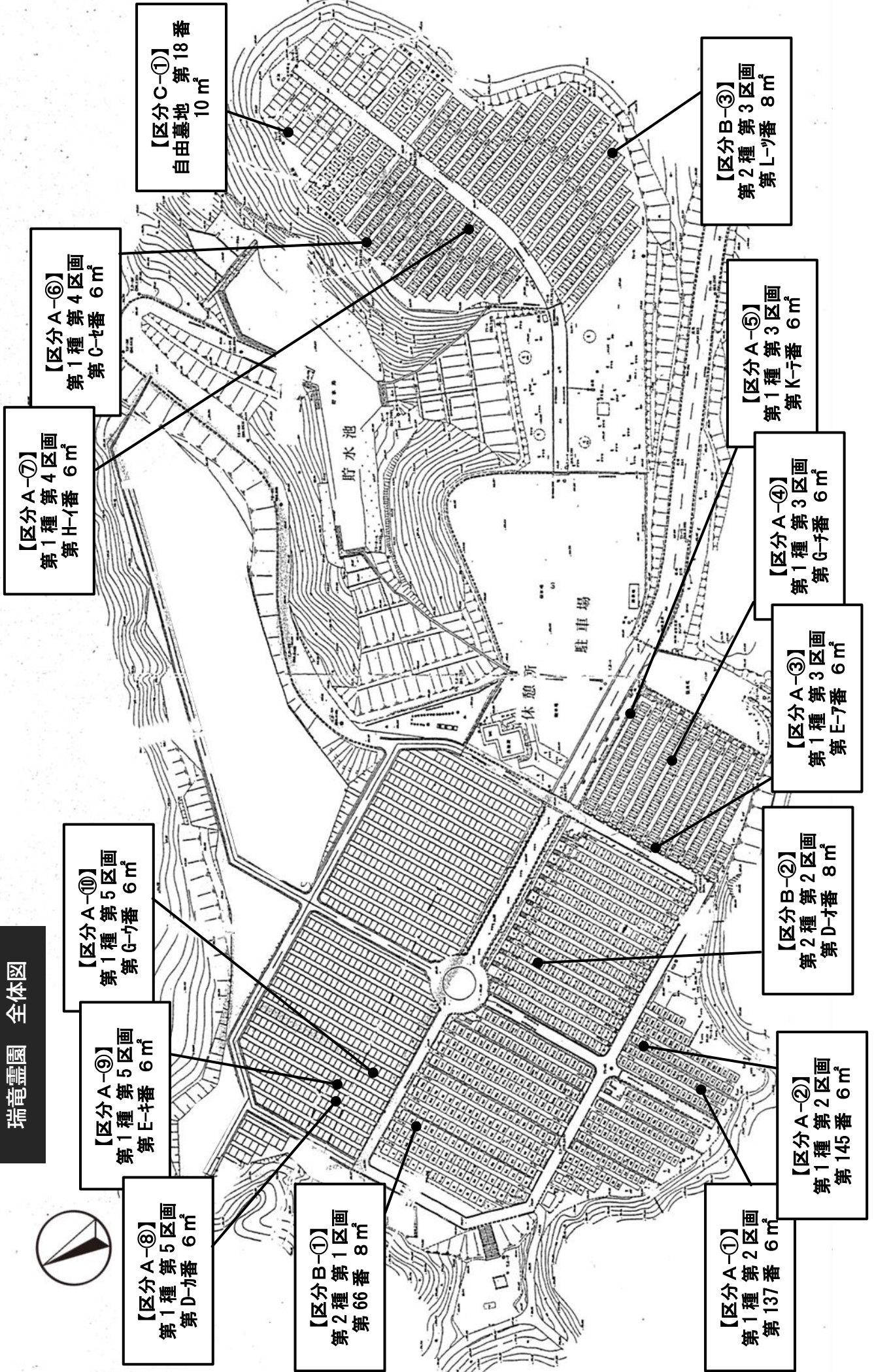
8. 募集スケジュール

申込期間	令和6年 4月15日（月）～4月26日（金）	・4月26日（金）必着
↓		
抽選番号通知	令和6年5月9日（木）ごろ発送	・応募者全員に、抽選番号を通知
↓		
公開抽選	令和6年5月17日（金）午後2時～	【会場】 常陸太田市役所大会議室 金井町 3690（本庁舎3階）
↓		
抽選結果通知	令和6年5月23日（木）ごろ発送	・応募者全員に、抽選結果を通知 ・当選者には申請書類等も送付
↓		
補欠通知	抽選結果通知発送日～ 令和6年6月14日（金）発送分	・繰り上げ当選となった方へ通知 ・当選者には申請書類等も送付
↓		
永代使用料 管理料納付書発送	当選者： 令和6年6月11日（火）ごろ発送 補欠当選者： 令和6年7月10日（水）ごろ発送	・永代使用料及び管理料が、納入期限日（発送日から20日以内）までに納入されない場合は、当選を辞退したものとして取り扱います。
↓		
使用許可証交付	納入確認後、随時	・永代使用料及び管理料を納入後、その領収証を環境政策課窓口までお持ちください。確認できましたら、使用許可証を交付いたします。

※ お墓の工事は、使用許可証を受け取った後に行えます。お墓を工事するにあたっては、事前に申請をし、市の承認を受けてください（工事業者の指定はありません）。

※ 常陸太田市営霊園にお墓を建てる際は、高さや個数の制限基準があります。詳細は「2. 規格墓地及び自由墓地における墳墓設置基準」をご覧ください。

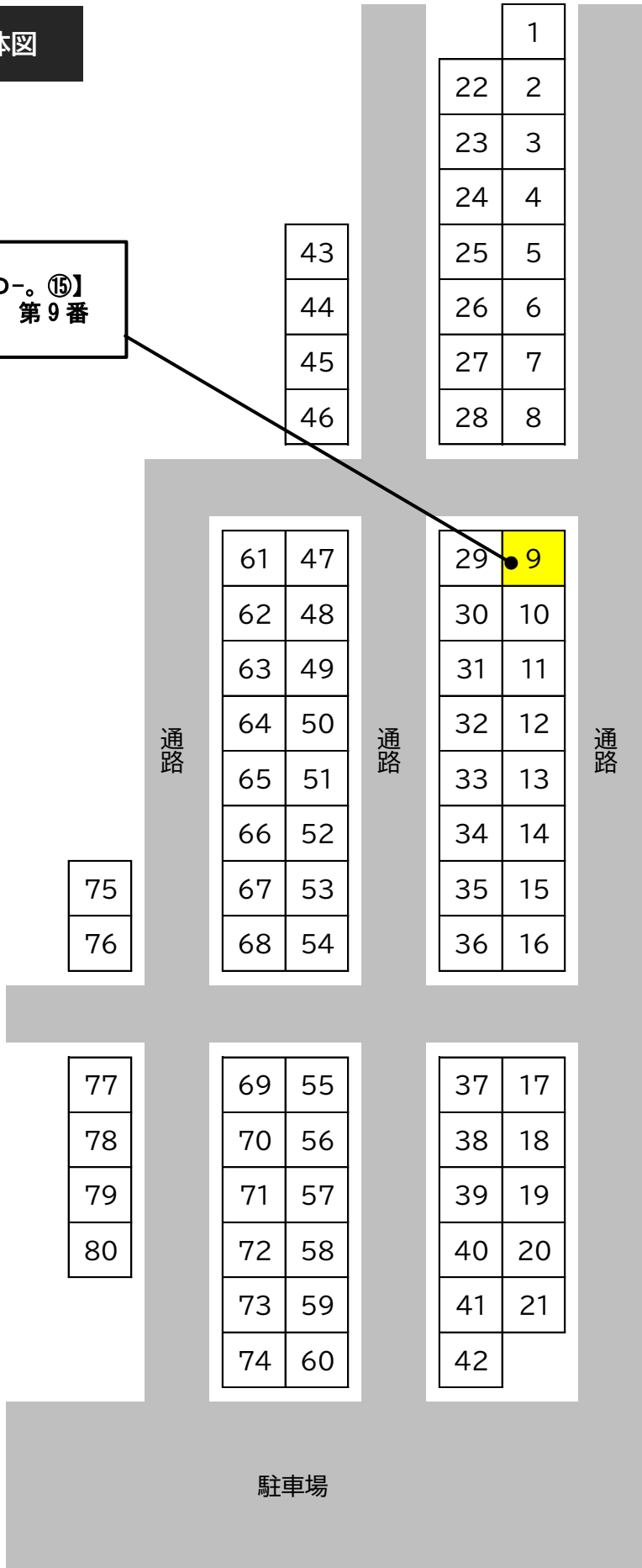
瑞竜霊園 全体図



町屋霊園 全体図



【区分D-。⑮】
第2種 第9番



瑞竜霊園
(常陸太田市瑞龍町 2711-1)



